



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

新潟市犯罪被害者等支援条例 を制定しました

令和4年8月1日施行

多くの人が犯罪被害について他人事のように考えてしまいがちですが、
誰もある日突然、犯罪被害にあう可能性があります。
犯罪被害にあわれた方やそのご家族（犯罪被害者等）は、以下のような状況に置かれます。

犯罪被害者等が置かれる状況

直接的被害

- ・生命を奪われる、家族を失う
- ・ケガや障がいを負う
- ・財産を奪われる



生活上の問題

- ・心身への影響
(精神的ショックや身体的不調)
- ・経済的な困窮
(生計維持者を失う、失職・転居など)

二次的被害

- ・周囲の心ない言動等による
精神的苦痛

再被害

- ・加害者からの更なる被害への
不安や恐怖

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため「新潟市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

条例の基本理念

- ① 犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して支援を行います。
- ② 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、その置かれている状況や事情に応じ、適切に支援を行います。
- ③ 犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して支援を行います。
- ④ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援を途切れることなく提供します。



市民の皆様は、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするほか、二次的被害が生じないよう十分配慮するなど、犯罪被害者等の支援にご協力をお願いします。

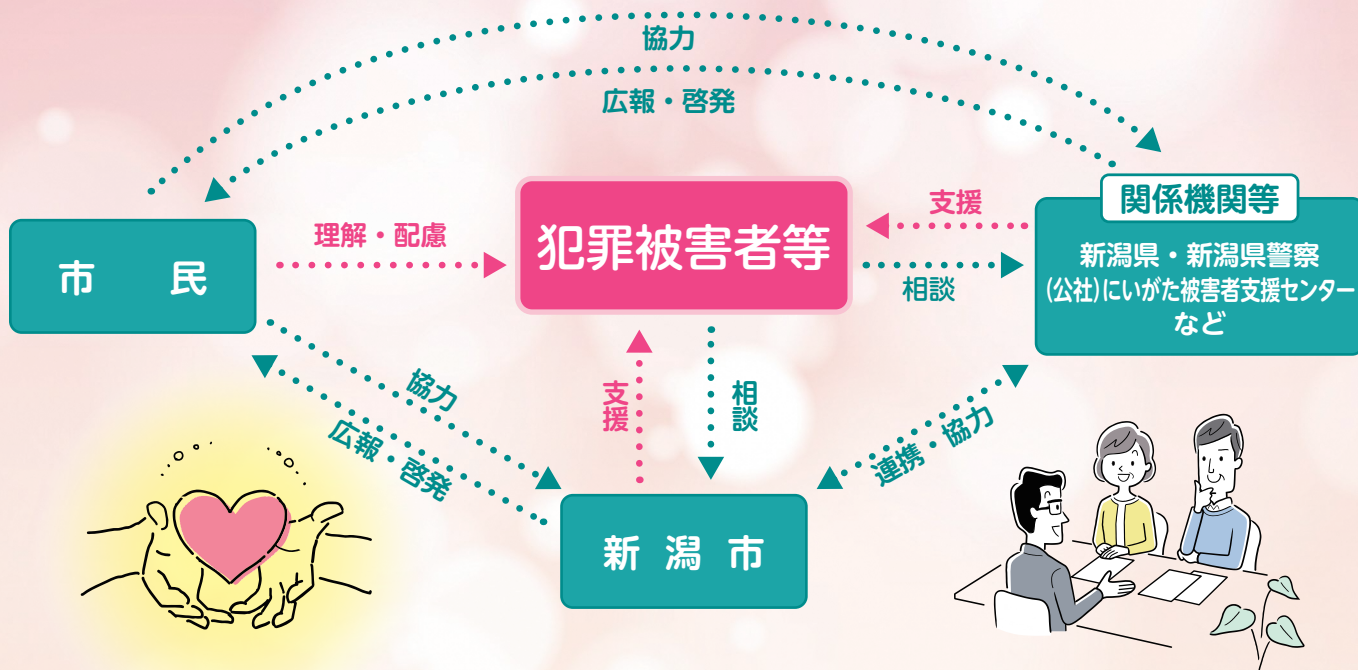
本条例の詳細はこちらから新潟市ホームページをご覧ください。



犯罪被害にあわれた方へ

犯罪被害の軽減及び回復のため、本市をはじめとした関係機関等が連携して支援を行います。
ひとりで悩まず、ご相談ください。

犯罪被害者等支援のしくみ



条例に基づく主な支援施策

1 犯罪被害者等支援総合窓口 (第13条)

犯罪被害にあわれた方などからの相談に対応し、各種支援制度の情報提供や関係機関等を紹介します。

2 カウンセリング費用の助成 (第14条)

犯罪被害による心理的外傷や深刻な精神的不調に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用を助成します。**上限額：15万円**

3 転居費用の助成 (第17条)

犯罪被害により現在の住居に居住できなくなった場合に、新たな住居へ転居するためにかけた費用(運送費用、敷金、礼金など)を助成します。**上限額：20万円(1回まで)**

4 見舞金の支給 (第19条)

犯罪被害により亡くなられた方のご遺族や、重傷病を負った被害者本人に対して見舞金を支給します。**遺族見舞金：30万円**
重傷病見舞金：10万円

5 資金の貸付け (第19条)

犯罪被害により資金を必要とする方に対し、無利子で資金を貸し付けます。**上限額：50万円**

※2～5は故意の犯罪行為による死亡や重傷病の被害が対象となります。その他要件がありますので、詳細は下記問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ・相談先 新潟市市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室(犯罪被害者等支援総合窓口)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 月曜日～金曜日(午前8時30分～午後5時30分) ※祝日・年末年始を除く

電話：025-226-1113 / FAX：025-223-8775 / E-mail：shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp